

災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）及び島根県LPガス協会出雲支部（以下「乙」という。）とは、市内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用LPガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用LPガスの範囲）

第2条 この協定において緊急用LPガスとは、LPガスのほかに容器、燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

（要請）

第3条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対して緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として緊急用LPガス供給要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用LPガス等提供リスト（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第5条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しの確認は（様式第2号）により行うものとする。

（搬送経費の負担）

第6条 前条に定める搬送に係る経費負担は次に定めるところによる。

（1）搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。

(2) 搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

(価格)

第7条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

(現有数量の把握)

第9条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年1月15日から平成27年1月15日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出のないときは、この協定は、有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月15日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
市長

乙 出雲市駅南町2丁目8番5号
島根県エルピーガス協会 出雲支部
支部長

(様式第1号)

緊急用LPガス供給要請書

平成 年 月 日

島根県LPガス協会出雲支部長 様

出雲市長

緊急用LPガスの調達に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおりLPガスの供給を要請します。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡場所	日時	受取者

(様式第2号)

緊急用LPガス等提供リスト

品名	メーカー	型式・型番	数量	備考

上記の物品を提供します。

年 月 日

【提供者】

所在地

事業者名

代表者氏名

印

上記の物品を確認しました。

【確認者】

所属

氏名

【立会人】

氏名

※複写3部（市、支部、協会）

災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書細則

この細則は、出雲市（以下「市」という。）と島根県LPガス協会出雲支部（以下「支部」という。）が締結した、災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書（以下「協定」という。）に基づき、必要な事項について定める。

（調達の対象）

第1条 緊急用LPガスの調達は、学校、集会所等の避難所で使用されるものとし、一般家庭と同様な設備を用いる仮設住宅等は除くものとする。

（調達物資）

第2条 協定第2条で定める燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具は、次に掲げるものをいう。

（1）調整器、ゴムホース等

（2）二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）

2 LPガス用容器及び前項に定める関連器具は、原則として販売事業者が保有するものを貸与する。

3 その他甲が指定する物資については、具体的な調達要請があった都度協議の上調達の可否を決定するものとする。

（要請）

第3条 協定第3条第1項で定める市内において発生した災害等に係る要請は、次に定めるところによる。

（1）市から要請を受けた支部は、避難所の所在する販売業者に対応を依頼する。

（2）支部は当該販売業者で対応できないと認めたときは、支部管内の他の販売業者に対応を依頼する。

（4）緊急用LPガスの供給は、原則として、その避難所に既存の設備を使用してLPガスの供給を行っている販売業者が行う。ただし、燃焼器具については、支部で調整の上対応する。

（5）前号に定める販売業者で、対応できない場合又はLPガスの供給が行われていない避難所へ供給する場合は、支部で調整の上対応する。

（6）原則として、避難所の既存の供給・消費設備を使用する場合は、協定の対象外とする。

（価格）

第4条 協定第7条に定める緊急用LPガスの価格は、市と支部が協議の上決定すること

とし、原則として市内統一価格とする。

- 2 協定第2条で定める調達物資は貸与とし、原則として無償とする。
- 3 その他市が指定する調達物資については、その都度市と支部が協議の上決定する。

(代金の支払い)

第5条 緊急用LPガスの代金の請求は、原則として1ヶ月以内の供給であれば供給終了後に、使用料に応じた販売業者からの請求により、支部から請求を行う。

- 2 1ヶ月を超える長期にわたる供給の場合は、市と支部が協議の上、支払方法等を決定する。
- 3 その他の調達物資について支払いが生じたときは、その都度市と支部が協議して決定する。

(現有数量の把握)

第6条 協定第9条に定める供給可能な緊急用LPガスの数量把握は、次に定めるところによる。

- (1) 調達可能物資の数量把握は原則1年毎に行う。
- (2) 数量把握を行う調達物資は、二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器(二升炊き以上)とする。

(その他)

第7条 緊急用LPガスの供給に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「法」という。)に定める次の事項を遵守し保安の確保に努めるものとする。

- (1) 法第14条に定める書面の交付
- (2) 法第16条第2項に定める販売方法の基準
- (3) 法第27条第1項各号に定める保安業務を行う義務
- (4) 法第35条の5に定める消費設備の技術上の基準
- (5) 高圧ガス保安法第23条第1項、第2項に定める移動の技術上の基準

附 則 この細則は平成26年1月15日から施行する。